

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は昭和30年の47,621人をピークに減少に転じ、令和2年の国勢調査では、31,286人となっている。

人口動態は、昭和60年以降減少が続いており、社会減は昭和60年から令和5年まで100～300人前後で推移している。自然動態は、平成6年以降、死亡数が出生数を上回る状況が続き、平成6年には13人だった自然減は令和5年には433人まで拡大しており、社会減と自然減が相まって人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。

社会減の主な要因としては、昭和61年に2,773あった市内事業所数が令和3年経済センサス-活動調査によると、令和3年には1,730まで減少したことや雇用のミスマッチにより求職者が働く場を求めて市外へ流出していることにある。

当市では、伝統的に農業や繊維産業が盛んであったが、農家の高齢化や後継者不足、国際競争の激化による繊維産業の衰退により、近年、第1次産業及び第2次産業従事者の割合が低くなってきている。産業構造をみると電子・デバイスを中心とした製造業が主要産業となっているものの、製造業における事業所数の減少が続いており、従業員4人以上の事業所数は平成14年の129から令和3年には76に減少している。

商業についても縮小が続いており、事業所数は平成14年の622から令和3年には347に、従業員数は平成14年の2,937人から令和3年には1,819人に、年間販売額は平成14年の515億8,400万円から令和3年には320億3,200万円まで減少している。

このような状況の中、雇用の場を確保するため企業誘致や地元企業に対する支援に努めるとともに、市内事業所に対する商品開発や販路開拓及びそれに伴う設備投資への支援や創業支援を行ってきたが、引き続き活力ある企業づくりを応援していく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定する中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の年率3%以上向上を目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、多様な産業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、区域に偏りなく広く中小企業の生産性向上を実現するため、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大野市内の中小企業者による幅広い取り組みを促すため、市内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定を確保するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、必要な措置を講じる。また、健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、必要な措置を講じる。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。